

ブラウンハイム自治会からのお知らせ(10月)

ブラウンハイム自治会

会長 森本 茂義

電話での振り込め詐欺とともに最近、ハガキや窓付きの封筒などで、法務局●●訴訟センターを語った詐欺が多くなり実際、ブラウンの方にも届いています。裏面に、2例のハガキ内容を表示しました。

法的措置をとるなどと記載をしたり、実在の事業者名をかたって本物と思わせたりして、消費者の不安をあおるケースも見られます。このようなハガキ等が届いても決して相手に連絡しないようにしましょう。それでも心配な場合は「消費者ホットライン」局番なしの188 (いやや!)を活用し、本当に支払が必要かどうかを確かめましょう。

◇連合自治会の報告

1. 金沢警察より区内9月末現在の報告

* 空き巣が22件、昨年比8件増 * 自転車の盗難が227件43件増、鍵のかけ忘れに注意!

* 振り込め詐欺が多く48件 16件増 総額:約7,800万円の被害

(留守番設定にして相手の声を確認してから応答するなど対策が効果有り!)

2. 消防署より

* 区内8月末現在で火災件数18件、救急車の出動回数が7,540件、前年に比べて286件増加しています。急な病気やけがで受診を迷ったら「☎#7119」又は045-222-7119に相談してください。

3. 横浜市社会福祉協議会が発行する「お元気ですかカード(80才以上)」の申込書を全戸に配布しますのでご希望の方は記入の上、27日午前中までに20-4-204 森本(自治会長) 郵便受けへ。

4. 秋の自治会対抗グランドゴルフ大会は22名で参加の結果:23組中20位(7-ペーならず)。参加された方は各自のスコアを集会所で見ることが出来ます。

5. 3ヶ月前に実施したシーサイドタウン地区の運行バス路線の必要性のアンケートの結果、6,000通配布して1,600通(26%)回収で困っているが15.3%、将来困るであろうが46.1%現状では新路線バスの検討には低すぎ、実施検討は無理、また5年後ぐらいに再度、検討するとの事です。

6. 横浜市資源循環局から金沢シーサイドタウン連合会に対し「びん」のみの分別回収の実験に協力要請があり、「びん」のみを11月1日(木)~来年3月28日(金)専用Boxで回収するそうです、ご協力お願いします。詳細は今月22日説明書を資源循環局が各戸へ配布します。また掲示版にポスターを張りお知らせします。

◇自治会より

* 環境部より消火器の新規購入・薬剤の交換業者を斡旋します。回覧をご覧ください。

* シニア部主催でお茶会を11月3日(土)14:00~開催します。回覧をご覧ください。

* 資源回収にご協力いただきありがとうございます。金額を下記に記載します。

資源回収金額(ひぐち)7月分 ¥6,270 ・資源回収奨励金(横浜市)6月分 ¥7,545

8月分 ¥6,025

7月分 ¥8,475

◇活動ご案内

*シニア部の活動案内 (掲示版も参照下さい)

① ウクレレを楽しむ会: 10/12(金)・10/26(金) 14:00~16:00 集会所

11/9(金)・11/30(金) 14:00~16:00 集会所

② 詩吟教室: 10/29(月) / 11/19(月) 14:00~16:00 集会所

③ 園芸部: 10/19(金) 夏花整理・落ち葉掃き / 11/16(金) 花壇整理 9時~ 集会所前に集合

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)285 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による**執行証書の交付**を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年 月 日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-14330-1434
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(わ)251

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。

尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立ち合いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。
尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成29年12月 日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
消費者相談窓口 03-4330-1434
受付時間9:00~18:00(日・祝日を除く)